

瀬戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 1 8 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第 2 号

瀬戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例

瀬戸市附属機関設置条例（平成 2 5 年瀬戸市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第 2 条、第 3 条、第 4 条関係）				別表（第 2 条、第 3 条、第 4 条関係）			
執行機関	附属機関	担当事務	委員の定数	執行機関	附属機関	担当事務	委員の定数
市長	<省略>	<省略>	<省略>	市長	<省略>	<省略>	<省略>
	瀬戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会	<省略>	<省略>		瀬戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会	<省略>	<省略>
	瀬戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画評価委員会	瀬戸市高齢者福祉計画及び瀬戸市介護保険事業計画の 評価及び進行 管理並びに施 策の方向性の 審議に関する 事務	5 人以内			<省略>	<省略>
	<省略>	<省略>	<省略>			<省略>	<省略>
<省略>				<省略>			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。